

第2期潟上市スポーツ推進計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

平成23年6月に「スポーツを通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の人権である」ことを明記した『スポーツ基本法』が制定されました。この法律では、スポーツを取り巻く現代的課題をふまえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定しています。

本市においては、国の「スポーツ基本計画」や「秋田県スポーツ推進計画（スポーツ立県あきた推進プラン）」を参酌しながら、潟上市総合計画及び潟上市生涯学習推進計画の政策に掲げている「スポーツ活動の推進」を具現化するとともに、市の特性に合わせた具体的な施策を明記するために策定するもの。

2 根拠法令

スポーツ基本法第10条第1項

3 計画の期間

令和6年4月～令和10年3月（4ヵ年）

4 基本政策と具体的展開

基本政策	具体的展開
1 子どものスポーツ活動の推進	(1) 運動・遊びに親しむ機会づくり (2) 安全対策とスポーツ環境づくり
2 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進	(1) スポーツ団体の育成・支援 (2) 日常スポーツの推進・情報提供 (3) 指導者の育成・活用 (4) スポーツ人口の底辺拡大 (5) 障がい者スポーツの推進 (6) 事業推進の連携・協力
3 スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大	(1) 地域資源を活用したスポーツイベント等の開催 (2) トップスポーツチームとの連携・協働の促進
4 競技力向上を目指す選手の育成・強化	(1) ジュニア層の選手育成 (2) 競技選手の強化
5 スポーツ施設の適切な管理運営	(1) スポーツ施設の整備・充実 (2) スポーツ施設の再編 (3) 学校体育施設の有効活用